

環廃産第110329004号  
平成23年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてからご尽力いただいているところであるが、今般、平成13年6月1日付け環廃産発第276号をもって通知した「建設廃棄物処理指針」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等の施行を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」として取りまとめたので通知する。なお、貴職におかれでは、指針を関係者に周知し、指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

おって、平成6年8月31日付け衛産発第82号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」及び平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」は廃止する。